

1 3 行方不明者・遺体処理関係

遺体の火葬に使用する本市の斎場

令和 4 年 12 月 1 日時点

区分	名称	所在地	火葬炉数
指定 管理 施設	大峰斎場	大字長野箱清水 1612 番地 1	5 基
	松代斎場	松代町東寺尾 3333 番地 1	5 基
	犀峡斎場	信州新町新町 1291 番地 1	1 基

災害時等における火葬施設の相互応援に関する協定
(小川村、葛尾組合、須高行政事務組合、北信保健衛生施設組合)

長野市、小川村、葛尾組合、須高行政事務組合、北信保健衛生施設組合及び岳北広域行政組合（以下「協定団体」という。）は、協定団体の行政区域内の地震、その他の災害時等における火葬業務に関する相互応援について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時等における火葬施設において、火葬業務を迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

(協定の適用)

第2条 この協定の適用は、次のとおりとする。

- (1) 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 233 号）第 2 条第 1 号に定める災害（以下「災害」という。）により、火葬施設が被災して稼働できなくなったとき
- (2) 災害等により、火葬施設の処理能力を超えた火葬業務が発生したとき
- (3) 前 2 号以外の原因により、ライフラインの遮断又は施設における火災若しくは機器の故障により火葬業務に支障が生じたとき

2 災害が大規模となり、県が広域火葬を必要であると判断した場合には、県の「長野県広域火葬計画」に対応を委ねるものとする。また「中部 9 県災害時等の火葬の相互応援に関する覚書」についても同様とする。

(応援の実施)

第3条 火葬施設が第2条第1項各号に掲げる事態に至った協定団体（以下「被災等団体」という。）は、他の協定団体に応援要請を行うものとする。

2 応援の要請を受け応援業務を行う他の協定団体（以下「応援団体」という。）は、業務時間の延長等、可能な限りこれに応じ応援に努めるものとする。

(費用負担)

第4条 応援に要した費用は、原則として被災等団体の負担とする。

2 応援団体の長は、前項に規定する費用を関係書類を添付の上、被災等団体に請求をする。

(情報交換)

第5条 協定団体は、災害等発生時に円滑に応援要請及び受入れを行うため、平時から火葬場の連絡先等の把握に努め、その他参考資料等の情報交換を相互に行うものとする。

(他の協定との関係)

第6条 この協定は、協定団体が個別に締結した災害時の相互応援に関する協定を排除するものではない。

(実施細目)

第7条 この協定を実施するために必要な事項については、細目に定めるものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項は、協定団体が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、令和 3 年 4 月 23 日から適用する。

附 則

この協定は、令和 3 年 10 月 29 日から適用する。

資料 13-2 災害時等における火葬施設の相互応援に関する協定
(小川村、葛尾組合、須高行政事務組合、北信保健衛生施設組合)

この協定の成立を証するため、本書 6 通を作成し、各協定団体は記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 3 年 10 月 29 日

長野市長 加藤 久雄

小川村長 染野 隆嗣

葛尾組合長 山村 弘

須高行政事務組合長 三木 正夫

北信保健衛生施設組合長 湯本 隆英

岳北広域行政組合長 足立 正則